

第 125 回 火力専門委員会 構造分科会 議事録

- I. 日 時：2024 年 8 月 8 日（木）13 時 30 分～15 時 20 分
- II. 方 法：Web による会議（Webex 使用）
- III. 出席者：西田（三菱重工）、茂山（電中研）、栗本（JERA）、飯田（JERA）、大熊（関西電力）、
金城（沖縄電力）、菊地（IHI）、井山（東芝 ESS）、菊山（三菱重工）、
須間（三菱重工）、湯原（配管技術研究協会）、羽生（富士電機）
代理者：土蔵（横山（川崎重工）代理）
事務局：中村
- IV. 資料（CS キャビネット 構造分科会会議資料登録）
- 125-1 第 124 回構造分科会議事録（案）
 - 125-2 構造分科会委員名簿（案）
 - 125-3 第 108 回火力専門委員会議事録（案）
 - 125-4 第 110 回規格委員会議事録（案）
 - 125-5 火専 書面投票 No.101「発電用火力設備規格 基本規定 202X 年版改定案 の承認」結果
 - 125-6 2024 年度構造分科会活動計画
 - 125-7 火専書面投票 No.101（基本規定改定案）の意見対応案
 - 125-8 202X 年版 基本規定 添付資料
 - 125-9 202X 年版 基本規定 参考資料
 - 125-10 構造分科会予定及び審議履歴表（2028 年版）（仮）
 - 125-11 構造分科会作業分担表（2028 年版）（仮）
- V. 議題
1. 前回議事録確認 【資料 125-1】
前回議事録（案）の確認を行ない議事録案は承認された。
 2. 分科会委員・役員の承認 【資料 125-2】
以下の委員の新任・再任案件が報告され、新任・再任候補として次回火力専門委員会に推薦することが出席委員全員の賛成により承認された。
（新任）土蔵氏
（再任）なし
 3. 報告事項 【資料 125-3】
 - (1)火力専門委員会報告
5 月 22 日開催の第 108 回火力専門委員会の主要項目が報告された。
 - 構造分科会委員の承認 （新任）湯原氏、菊地氏、羽生氏
（再任）茂山委員、井山委員
 - 第 124 回構造分科会（5/10）の報告
 - 書面投票結果報告
 - ・規格委（メール審議）No.90（第Ⅳ章「圧力容器」改定案の意見対応案の承認）

- ・材専 J NCF141TB に関する事例規格レビュー

○審議事項

- ・機械学会への一般質問に対する回答案について説明され承認された。
- ・書面投票内で意見者の了承が得られたことにより、詳細規定改定案がすべて承認済となったことが報告された
- ・基本規定（第 1 章、第 2 章、第 10 章）改定案の提案及び内容説明がされ、火専書面投票の実施が了承された。
- ・材料専門委員会に対し火 SCMV28 系鋼の許容引張応力見直し検討依頼を最優先で起こうことを確認した。
- ・2024 年度活動計画について次回改定時に参照する ASME を 2023 年版とすることを確認した。
- ・材専書面投票 J NCF141TB 事例規格案の意見対応案を意見者に回答するとともに意見完了後に規格委書面投票を行うことが承認された。

(2) 規格委員会報告

【資料 125-4】

6月27日開催の第 110 回発電用設備規格委員会の議事のうち、火力関連事項に関して報告された。

- 火力専門委員会 2024 年度活動計画の説明
- 火力専門委員会報告

(3) 火専書面投票結果報告

【資料 125-5】

No.101（基本規定の改定案の承認）：

委員総数 14 名の 3 分の 2 以上である 14 票の賛成票があり可決

(4) 2024 年度 構造分科会活動計画

【資料 125-6】

規格の制改定に関する分科会活動計画の内容について説明され承認された。

4. 審議事項

(1) 火専書面投票 No.101（基本規定の改定案の承認）意見対応案

【資料 125-7】

西田主査より意見対応案の説明がされ、一部修正（技術基準の記載→技術基準の解釈の記載）のうえ承認された。

(2) 202X 年版 基本規定 添付資料及び参考資料 改訂作業

202X 年版詳細規定改定内容を反映した基本規定の添付資料と参考資料の改定案について、以下の内容について了承が得られた。

○添付資料

【資料 125-8】

- ・基本規定の添付資料「ISO_16528-1 の技術的要求事項に関する詳細チェックリスト」の ISO_16528-1 に合致していない「Description」の一部の記載を追加・修正
- ・ISO_16528-1 が引用している JSME_火力設備規格の参照コードについて追加・修正・削除

(例：添付資料の 7.3.2「JSME_火力設備規格」の第Ⅲ章に PW-15 を追加)

- ・ISO_16528-1 に対する JSME の適用参照コードの記載ルールとして、該当する「項(細目項)」が明らかな場合は「項(細目項)」を記載し、明らかでない(全体に関連する)場合は全体を網羅する「項」を記載

(例：腐れ代に関する JSME の言及は PG-21 の PG-21.2 のみであるが、PG-21 全般にわたり使用されていると判断される為、「項」全体の記載に変更 PG-21.2→PG-21)

- ・確認作業中、一部、参照コードに抜けが見つかったため、追加を行った。(例：7.4.8 の第Ⅳ章に APPENDEX31 を追加)
- ・8/28 の火専への提示まで気がついた点があれば主査まで連絡する
- ・現在、溶接分科会の確認分と合わせて基本規定の添付資料及び参考資料の改定案を火力専門委員会に上程予定

○参考資料

【資料 125-9】

- ・この表の目的は、省令要求を満足する基本規定に必要な詳細規定の項目が分かるようにしたものと考えられるので、基本規定に直接引用されている詳細規定の項目(直接引用)と、その詳細規定の項目の中で引用されている項目(間接引用)を示した表である。具体的な例を示すと、目次順に並んでいる詳細規定の規定番号のうち、例えば、PW-27 を見ると、基本規定本文直接引用の欄に 10.2.107.1 の記載がある。これは、基本規定の規定番号 10.2.107.1 に詳細規定 PW-27 が直接引用されていることを示している。次に、詳細規定の規定番号 PW-15 を見ると、間接引用の欄に基本規定 2.6.5 及び詳細規定 PG-37.3 の記載がある。これは、基本規定の項目番号 2.6.5 の中で直接引用している詳細規定 PG-37.3 の中で PW-15 が引用されている(間接引用)ことを示している。つまり基本規定の 2.6.5 を満足するためには、詳細規定の PG-37.3 の他、その中で引用されている PW-15 を確認する必要があることになる。このように、基本規定に直接引用されるもの、間接的に引用されるものを示すことで、省令要求(基本規定)を満足するために必要な項目が洗い出されている表となっている。
- ・作業手順としては、基本規定が直接引用している詳細規定の規定番号を抽出した表を作成する(直接引用)。次に、それらの詳細規定の規定番号(直接引用)の中で引用されている詳細規定の番号を洗い出す(間接引用)。洗い出された間接引用されている詳細規定の規定番号を番号順に並べ替えて、表中のその規定番号の行の間接引用欄に引用元の詳細規定の規定番号を記載する(逆引き)。

(3)2028 年版(仮)改定作業

【資料 125-10、11】

西田主査より 2028 年版の改定作業スケジュール及び作業分担案が提示され、各担当者に審議履歴表にレビュー表の審議予定の入力を依頼した。

また、JERA(東電)担当の一部を沖縄電力担当に変更する内容が了承された。

5. 次回開催予定

開催日時： 2024 年 11 月 8 日(金) 13 時 30 分～17 時

開催方法： Web による

以 上